

## 韓末期の竹島＝独島漁業と石島<sup>1</sup>

朴 炳涉

### 1. 石島、于山島、独島の名称問題

1900年10月、大韓帝国は勅令41号を發布して鬱陵島を鬱島郡と改称し、管轄区域を鬱陵全島と竹島、石島とした。この勅令は日本では1978年に梶村秀樹によって注目されて以来、石島はどの島を指すのかをめぐって興味を持たれてきた。日本の研究者は石島をこう比定した。

竹島＝独島： 梶村秀樹<sup>2</sup>、内藤正中、大西俊輝、塚本孝<sup>3</sup>

観音島： 船杉力修、下條正男

不明： 堀和生、池内敏、(下條正男<sup>4</sup>)

上の観音島説であるが、船杉は「現地調査の結果、島は、竹嶼、観音島しか確認されなかった」ので「石島は観音島である可能性が高い<sup>5</sup>」とした。船杉は出発点から竹島＝独島を検討の対象外にしており、そもそも論証方法に疑問がある。また、下條正男は見解が二回も変わったが<sup>6</sup>、最近『韓国水産誌』付図に引用された鼠項島(観音島)の日本語読みが、石島の韓国語の音読「ソクトウと発音が近似している<sup>7</sup>」という理由で石島は観音島であると主張した。

しかし、鼠項島は「ソコウトウ」と音読されたのではない。この日本語での呼び名は『韓国水産誌』付図の原典である海図306号(図1)に「鼠項島 Somoku Somu」と記され<sup>8</sup>、「ソモクソム」と呼称された。これは観音島の「鬱陵島外図」(李奎遠、1882)にお

<sup>1</sup> 本稿は下記の書籍や論文に加筆した。

朴炳涉『한말 울릉도·독도 어업』(韓国語・日本語)韓国海洋水産開発院、2009。

朴炳涉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題(1)」『北東アジア文化研究』31号、2009。

朴炳涉「明治時代の鬱陵島漁業と竹島＝独島問題(2)」『北東アジア文化研究』32号、2010。

<sup>2</sup> 梶村秀樹「竹島＝独島問題と日本国家」『朝鮮研究』1978、p.23。

<sup>3</sup> 塚本孝「日本の領域確定における近代国際法の適用事例」『東アジア近代史』3号、2000、p.89。

<sup>4</sup> 下條正男『竹島は日韓どちらのものか』文春新書、2004、p.113。

<sup>5</sup> 船杉力修「絵図・地図からみる竹島(Ⅱ)」『「竹島問題に関する調査研究」最終報告書』2007.3、p.171。

<sup>6</sup> 朴炳涉「下條正男の論説を分析する」『獨島研究』4号、2008、pp.81-83(日本語)、pp.111-113(韓国語)。

<sup>7</sup> 下條正男「独島呼称考」『人文・自然・人間科学研究』19号、2008、p.30。

<sup>8</sup> 水路部「海図 第306号 朝鮮東岸 竹辺湾至水源端」1909。

ける名称、섬목 [Seom mok](島項)が日本式に訛って「ソモク」になり、それに島を意味する「ソム」が付け加えられたのである。このように、鼠項島は石島とは何ら関係がなく、石島を鼠項島とした下條の主張は根拠のない牽強附会といえよう。

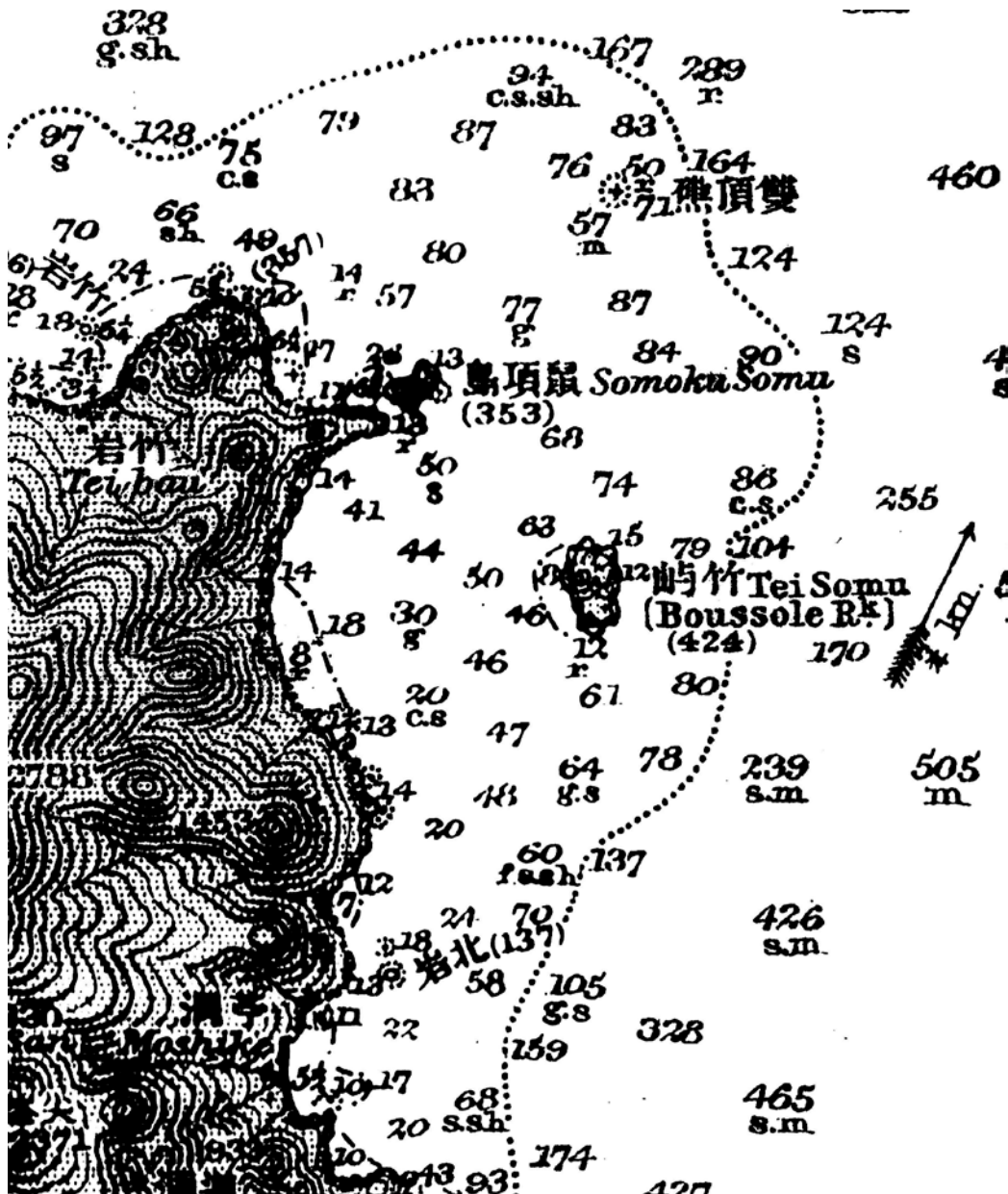


図1 海図 306 号「鬱陵島」拡大図、竹島(竹嶼)・鼠項島(観音島)付近

石島が観音島でないとすれば、鬱陵島付近には他に石島の候補になりうる島はないので石島は竹島＝独島しかあり得ない。これが多くの研究者の考え方である。そうになると、今度はなぜ竹島＝独島が石島の名で突然勅令に登場したのかが問われることになる。外務省はこう指摘した。

しかし、「石島」が今日の竹島（「独島」）であるならば、なぜ勅令で「独島」が使われなかったのか、また、韓国側が竹島の旧名称であると主張する「于山島」等の名称が使われなかったのか、また、「独島」という呼び名はいつからどのように使われるようになったのか、という疑問が生じます<sup>9</sup>。

この疑問はもつともである。ところが、これに対する明確な説明はこれまでほとんどなかった。特に、于山島の名がなぜ使用されなかったのかに対する説明はなかった。この問題に対する筆者の仮説を紹介する。

于山島の名が勅令で使用されなかった理由であるが、これは鬱陵島を検察した李奎遠（1882）や、鬱陵島の韓日合同調査（1900）にあたった視察官 禹用鼎らが于山島を現地で確認できなかったためであると考えられる。また、1900 年ころ、住民が于山島を探す努力を実際におこなったが失敗した。毎日申報（1913.6.22）はこう伝えた。

#### 于山島探検中止

慶尚南道鬱陵郡西面の金元俊は、鬱島から東北へ約 4、50 里（16-20km、筆者注）離れた位置に于山島という無人島があるとのことで、これを発見したら団体で移住する計画で賛同者を募集し、その費用一人当たり 4 円拠出し、約 100 円で帆船を雇入れ、3 名が乗組んで探索することで出発する事を決定し、賛同者が 30 名に達したところ、右于山島は実在の伝説があるが、かつて十数年前、同地の内鮮人の連合で射船を雇入れて探索したが、発見できなかつただけでなく、近年海の航路が頻繁になっても未だそれを確認したということがなく、海図に著わした者もなく、仮に存在したとしてもこれを発見するのは容易なことではなく、単に無益な費用を消費するに過ぎないとして中止したという。

鬱陵島に住む韓国人と日本人は共同で十数年前に于山島を探索したが失敗して于山島を見失っていた。上の記事が書かれたのは 1913 年なので、それから十数年前というと 1900 年前後になる。すなわち禹用鼎が釜山領事官補 赤塚正助と鬱陵島の合同調査をおこなった年の前後に于山島の探索がおこなわれたことになる。

ちなみに合同調査後に赤塚が外務省宛の報告書「鬱陵島調査概況」（1900）に添付した鬱陵島地図は図 2 のとおりである。図2にて鬱陵島の東北に「空島」が、島牧（観音島）や竹島（竹嶼）よりも大きく描かれた。おそらく、付属地図は「空島」を伝説の于山島に想定したものの、于山島の存在が確実でないので、于山島の名を避けて無人島の意味で「空島」と名付けたと思われる。もし、この「空島」が于山島であると判明したなら、「空島」はもちろん勅令 41 号に于山島の名で記述されたであろう。于山島は

<sup>9</sup> 外務省「竹島問題を理解するための十のポイント」6-6。

官撰書に記載された歴史的な名称なので、当然于山島を勅令に記載したはずである。しかし、住民は伝説の「東北」方向に于山島を探し出せず、探索は失敗に終わった。そのため、存在が曖昧な于山島を勅令に掲載するのを見送ったものと思われる。

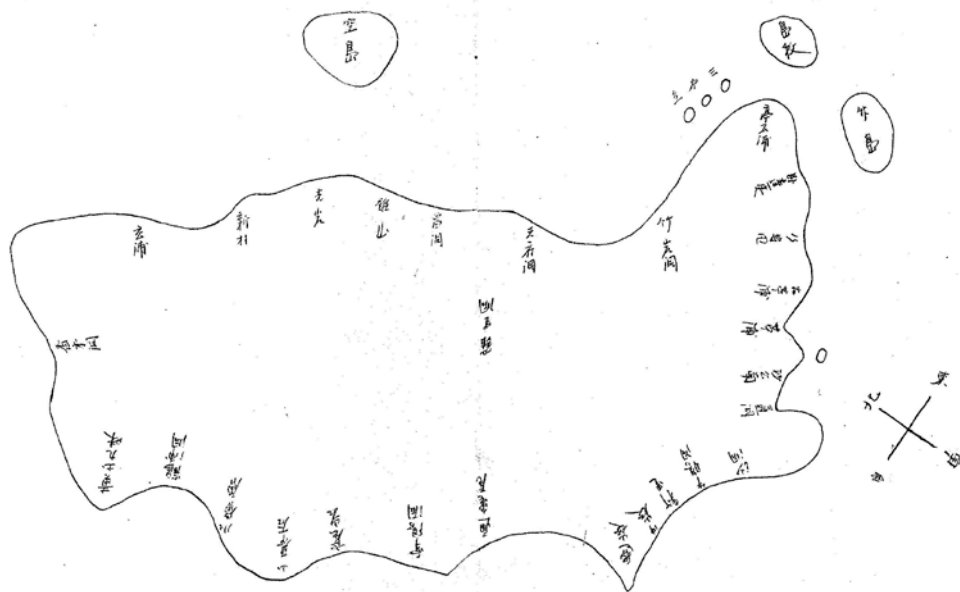


図2 赤塚正助「鬱陵島調査概況」付属地図(1900)<sup>10</sup>

次は、「なぜ勅令で独島が使われなかったのか」、「また、独島という呼び名はいつからどのように使われるようになったのか」という外務省の疑問への解明である。後者の疑問であるが、独島の名が戦前に記録上で確認されるのは次のとおりである。

- 1904年、『軍艦新高行動日誌』に「リアンコルド」岩 韓人之ヲ独島ト書シ
- 1906年、『地学雑誌』210号に「リアンコルト島と云ひ 韓人は之れを独島と書し」
- 1906年、郡守 沈興澤報告書に「本郡所属独島」
- 1923年、『島根県史』に「朝鮮にては独島と書す」

<sup>10</sup> 『駐韓日本公使館記録』(影印版)第11巻、国史編纂委員会、釜山領事館機密京第17号(明治33年6月12日)、1989、p.140; 外務省記録3532、赤塚正助「鬱陵島調査概況」、『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。

これらに共通するのは独島が筆記名であり、これは韓国人が竹島＝独島を「독도[Dok do]」と呼称しなかったことを暗示している。また、1904-6年の3資料は出所の系統が明らかにそれぞれ違うので、独島の名は1905年前後に鬱陵島で広く通用していたことがわかる。

## 2. 韓末期の竹島＝独島漁業

1904年には独島と書かれた竹島＝独島は、住民によって何と呼称されたのかをさぐることにする。これを知るには、住民と竹島＝独島とを結ぶ資料をさがす必要がある。竹島＝独島は鬱陵島の高所から見えるものの、絶海の孤島なので、漁夫以外にはそこまで行った者もないであろう。したがって、問題を解くべき資料は漁業関係をさがすのが第一であろう。

竹島＝独島漁場の特徴であるが、この島は小島なので、アワビ漁などの地先漁業にはおのずと限界がある。また、竹島＝独島には飲料水や薪がなく、漁船を繫留する所もないので、漁業にはもともと不向きであった。しかも、竹島＝独島は絶海の孤島で周辺の海は深いので、当時の技術では捕れる魚種も限られる。そうした悪条件がかさなった竹島＝独島でわざわざ漁がおこなわれるには特別な理由があった。それらの漁は次のとおりである。

### フカ漁

フカヒレは清国へ的高级輸出品で利益になる。フカ漁の新技术である延縄漁は効率が良すぎて日本沿海では反発が強かった。そのため、漁民は朝鮮沿岸へ進出し、やがて遠い鬱陵島海域で漁をおこなった。これに関して次の記録がある。

- ・1899年に大分県漁民が鬱陵島海域でフカ漁<sup>11</sup>。
- ・1899-90年、5、6月にヤンコ島(竹島＝独島)へフカ漁船が二、三回出漁<sup>12</sup>。

### アワビ漁

清国への輸出品。一時、日本では潜水器船によるアワビ漁がブームになったが、乱獲を招き、きびしい規制でブームが去った。そのため、大挙して朝鮮へ進出、ここでも乱獲、漁場荒廃、新漁場開拓のサイクルを繰り返した。最後に遠く鬱陵島へ進出した。1899年に鬱陵島では過剰な出漁のため凶漁で、収量が前年の1/7の480kgに減つ

<sup>11</sup> 朝鮮漁業協会「朝鮮海水業の実況(第拾回巡邏報告)」『大日本水産会報』第210号、1899.12.15、pp.9-43; 李鍾学『韓日漁業關係調査資料』史芸研究所(京畿道水原市)、2000、p.280。

<sup>12</sup> 葛生修亮「韓国沿海事情」、『黒龍』第1巻第2号、1901、p.13。

た<sup>13</sup>。そのため、悪条件の竹島＝独島でアワビ漁がおこなった。これに関して次の記録がある。

- ・1899-90年に九州辺の一潜水器船が魚族を追って「新島嶼」(ヤンコ)発見、「海馬数百群を為して潜水器船を沮みたれば終に目的を終へす<sup>14</sup>」。
- ・1899年ころ、山口県の潜水器船が竹島＝独島へ出漁、「潜水の際、無数の海馬群に妨げられたる<sup>15</sup>」
- ・他に1883年に熊本県の漁船が竹島＝独島でアワビ漁をおこなったとの証言や、1890年に三重県の漁船がアワビ漁をおこなった証言があるが、不明確である。

上記以外にアシカ猟が1回あった。1897年ころ、竹島＝独島付近で難破船捜索のついでに隠岐の漁夫がアシカを5,60頭撲殺して持ち帰ったとの記録がある<sup>16</sup>。この特殊例を除けば、竹島＝独島での漁業は鬱陵島を基地にしておこなわれたのが特徴である。当時の漁船には冷蔵・冷凍設備がなかったので、漁獲物をすぐ乾燥するなどの保存処理が必要であった。そのため、漁民は出漁先に作業場を設け、数か月以上居住するのが必須であった。したがって、竹島＝独島漁業は鬱陵島に居住し、作業場を設けることが前提条件であった。

ところが、鬱陵島では日本人が漁をすることは許されても、条約上の開港場ではないので、そこに作業小屋を設けたり、一時的にでも居住するのは違法であった。しかし、鬱陵島には不法居住者を強制追放する警察力がなかったため、特に日清戦争後は鬱陵島に不法居住して盗伐などをする日本人が増えだした。

これに対し、1896年から赴任した鬱陵島島監 裴季周は日本人の居住を黙認する代わりに、彼らから輸出税を徴収することにした。島監は日本人を住民として扱ったのである。彼は日本語を解するが、徴税のために実質的な島監官舎を日本人が多く住む道洞に移し、日本人の協力者を使って日本人の動向を把握し、日本人が貨物を輸出する際、職員二人を立会わせて輸出額の2/100の税金を大豆で徴収した<sup>17</sup>。したがって、島監は鬱陵島に出入りする船に注意を払い、鬱陵島を基地にした竹島＝独島漁業を当然把握していたであろう。こうして島監や住民が竹島＝独島を認識した結果、「独島」という筆記名が使用されるに至ったのであろう。

次に漁業をつうじて具体的に認識された竹島＝独島はどのように呼称されたのか見ることとする。竹島＝独島の呼称名は、時代が少しくだるが朝鮮人の間では下記のようにトクソン、독섬[Dok seom]、Docksum、돌섬[Dol seom]であった。

<sup>13</sup> 外務省記録 3532「輸出入統計表」、『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。

<sup>14</sup> 「日本海中の一島嶼(ヤンコ)」、『地学雑誌』、第13輯第149巻、1891年5月、p.301。

<sup>15</sup> 葛生修亮、前掲論文；前掲『地学雑誌』。

<sup>16</sup> 奥原碧雲『竹島及鬱陵島』、p.7。

<sup>17</sup> 外務省記録 3532、赤塚正助「受命調査事項報告書」、『鬱陵島に於ける伐木関係雑件』。

- 1925 年ころ 奥村亮供述書にて「トクソン」<sup>18</sup>  
 1947 年 南鮮経済新聞にて「독섬」[Dok seom]<sup>19</sup>  
 1948 年 『国際報道』にて「독섬(獨島)」[Dok seom]<sup>20</sup>  
 1948 年 GHQへの嘆願書にて「Docksum」<sup>21</sup>  
 1948 年 『セ韓民報』にて「돌섬」[Dol seom]<sup>22</sup>

呼称名「トクソン」は독섬[Dok seom]の日本語表記である。このように竹島＝独島の呼称名は독섬[Dok seom]であり、戦後は돌섬[Dol seom]も一緒に使用された。

### 3. 石島の呼称名

韓末期、鬱陵島周辺の島は地図に漢字で表記されたが、これらの呼称名は音読でなく訓読にされた。島項は前述のとおり섬목[Seom mok]であり、竹島(竹嶼)は「テッセミ」<sup>23</sup>、「Tei Somu」(図 1)であった。これは竹の島を意味する댓섬[Daet seom]に由来する。同じように勅令 41 号に登場した石島の呼称名も訓読されたと予想されるが、この呼称名を直接示す資料はまだ知られていない。ちなみに当時の水路誌によれば、韓国には石島が 7 カ所あり、そのうちの 5 カ所に次のようにルビがふられた<sup>24</sup>。

忠清南道庇仁湾外煙列島の石島、	「トルソム」
同上 狐島南方の石島、	「マクソム」
京畿道漢江口沖隅島西方の石島、	「トルソム」
黄海北道大東湾大島西端の石島、	「トリソム」
全羅南道所安群島所安港の石島、	「トハクソム」

<sup>18</sup> 外務省アジア局『竹島漁業の変遷』、1953、p.37。

<sup>19</sup> 南鮮経済新聞(ソウル)記事「独島はこのような所」、1947.8.28; 鄭秉峻「解放後韓国の独島に対する認識と政策(1945-51)」、『Journal of Northeast Asian History』5-2、(ソウル、日本語)、2008、p22 より再引用。

<sup>20</sup> 宋錫夏「古色蒼然たる歴史的遺跡 鬱陵島を訪ねて」、『国際報道』第3巻1号(通巻10号)、国際報道連盟(ソウル)1948年1月、p.328。

<sup>21</sup> “Request for Arrangement of Lands Between Korea and Japan,” by the Patriotic Old Men’s Association, Seoul, Korea (August 4, 1948)。

<http://dokdo-research.com/page30.html> より引用

<sup>22</sup> 「トルソムは我々の島」、『セ韓民報』(ソウル)2-13, 1948, p.11; 鄭秉峻、前掲論文 p22 より再引用。

<sup>23</sup> 外務省記録 616-10「明治三十五年 鬱陵島状況」、『釜山領事館報告二』、1902。

<sup>24</sup> 水路部『朝鮮水路誌』第2改版、1907; 水路部『日本水路誌』第6巻、1911。

これらの石島は現地では音読されたのではなく、それぞれ現地固有の呼称名で訓読にされたのである。この他に江原道の巨津にある石島と京畿道漢江近海の妹音水道にある石島にはルビがなく、呼称名が不明である。上記で呼称名「トルソム」や「トリソム」は石(岩)の島を意味する돌섬[Dol seom]に由来することは明らかである。また呼び名「マクソム」は「終わりの島」の意味から名づけられたのであろうか。最後の「ト、クソム」と記された所安港の石島は現在、全羅南道莞島郡蘆花面忠道里に属する。この島は『韓国地名総覧』(1984)に독섬[Dok seom]と記録された<sup>25</sup>。石の訓読は標準語で돌[Dol]であるが、慶尚道の一部地域や全羅道では독[Dok]と訓読される<sup>26</sup>。したがって、水路誌の「ト、クソム」は、石島の全羅道地方の訓読 독섬[Dok seom]に由来すると思われる。

勅令41号に記載された石島であるが、この呼称名は1900年に鬱陵島で多数を占めた江原道や慶尚道の呼称名である돌섬[Dol seom]であった可能性もある。しかし、地名は先住者の命名を継承する場合が一般的なので、鬱陵島でもまず先住者の事情を考慮すべきである。近代に入って海禁政策を犯して鬱陵島に居住した島民140名は、李奎遠『鬱陵島検察日記』などによれば、全羅道出身者が最も多く115名を占めた。その中には前述の全羅道の石島近くにある三島(巨文島)から3グループ49人が、初島から2グループ33人、合計82人が含まれていた。出身地近くの石島を독섬[Dok seom]と呼ぶ彼らは、鬱陵島でも遅くとも1899年には漁業などをおして広く知られた石や岩だらけの竹島＝独島を독섬[Dok seom]と呼び、それが「石島」と筆記されたようである。それが勅令41号に石島として記述されたと考えられる。やがて독섬[Dok seom]は筆記名が石島から独島に変化したとみられる。

筆記名の変化は観音島も同様である。同島は李奎遠によって筆記名が島項とされて政府へ報告された。その後、~~1899~~1883年に内務省書記官 檜垣直枝が鬱陵島現地で得た地図でも島項であったが、翌年の赤塚正助が得た地図(図2)では島牧に変化した。これは、島項を訓読で섬목[Seom mok]と呼称したが、목[mok]が訓読から音読になって牧になったのである。ちなみに項(うなじ)の訓読み목[mok]は喉や首を意味する。この島はさらに1910年には鼠項島(図1)に変わっていたが、語源はやはり同じ섬목[Seom mok]である。

#### 4. 1900-05年の竹島＝独島漁業

<sup>25</sup> ハングル学会(ソウル)『韓国地名総覧』第15巻、1984、pp.315～316; 慎鍾廈『独島の民族領土史 研究』知識産業社(ソウル)、1996、p.197。

<sup>26</sup> 小倉進平『朝鮮語方言の研究』上巻、岩波書店、1944、p.218。



1905年、日本は閣議にて竹島＝独島は無主地であり、そこで中井がアシカ猟をおこなったことは国際法の先占に相当するとの理由で同島を日本領に編入して島根県の管轄下においた。しかし、竹島＝独島は勅令41号の石島であり、無主地ではないので、閣議決定の論理は成り立たない。また、1905年以前に鬱陵島民が竹島＝独島へしばしば出漁していた。その漁業がいかになされたのか見ることにする。

1899-1900年にフカ漁がおこなわれたことは前述のように奥原碧雲の論文に記された。他にはアワビ漁が釜山の日本領事館によって1902年に外務省へこう報告された。

又本島(鬱陵島、筆者注)の正東約五十海里に三小島あり之をリヤンコ島と云ひ本邦人は松島と称す、同所に多少の鮑を産するを以て本島より出漁するものあり然れども同島に飲料水乏しきにより永く出漁すること能はざるを以て四五日間を經は本島に帰港せり<sup>27</sup>

この記事はリヤンコ島(竹島＝独島)を鬱陵島の属島とみて、鬱陵島からの出漁を記録したものである。出漁した漁民はおそらく日本人であろうが、いずれにしても鬱陵島に住居を構える漁民がリヤンコ島(竹島＝独島)へ出漁し、四、五日で鬱陵島へ戻った。この島は小さく、アワビの絶対量が少ない。奥原福市(碧雲)によれば、リヤンコ島は「狭小なる岩嶼なるを以て、二三日間にして採取の場所なきに至る<sup>28</sup>」のである。ところで、1902年に竹島＝独島でのアワビ漁がおこなわれたのは、やはり鬱陵島でのアワビ漁が乱獲で不漁だったためである。それを上の領事館報告はこう記した。

本年は天草 隠岐の漁業者 都合水潜(ママ)器船八隻 道洞を本拠と定め 又志摩の蟹船二隻 天草の海士舟一隻は芋洞に仮小屋を構へ 何れも全島の海岸を巡漁せるも 今年は昨年比し余程不漁なるにより 利潤おおからざる見込なりと云へり

竹島＝独島ではこれ以外にアシカ猟がおこなわれた。1903年に試験的なアシカ猟が鳥取県の中井養三郎や隠岐の石橋松太郎らによっておこなわれた。これは「日露戦争直前の皮革や油の高騰状況を見て、竹島に群棲するアシカに注目するようになった<sup>29</sup>」結果である。翌1904年には中井養三郎の他に隠岐島からは石橋組、井口組、加藤重蔵が出漁し、鬱陵島からは山口県の岩崎某が「韓人を引き来り<sup>30</sup>」とされた。こ

<sup>27</sup> 外務省記録 616-10『釜山領事館報告二』「明治三十五年 鬱陵島状況」；外務省通商局『通商彙纂』第234号「韓国鬱陵島事情」、1902.10.16、pp.43-51。

<sup>28</sup> 奥原碧雲、『竹島及鬱陵島』、報光社、1907、p.11。

<sup>29</sup> 堀和生「1905年 日本の竹島領土編入」『朝鮮史研究会論文集』24号、1987、p.110。

<sup>30</sup> 中井養三郎「明治参拾七年中ノ調査」『竹島資料7』(島根県立図書館所蔵)；川上健三『竹島の歴史地理学的研究』(復刻版)古今書院、1996、p.188。

の韓人は洪在現らであると考えられる<sup>31</sup>

さらに1905年になるとアシカ猟は過当競争になり、漁夫が隠岐から4組・7隻・33人、鳥取県から1組・2隻・8人、鬱陵島から3組・6隻・29人、合計8組・15隻・70人が竹島＝独島でアシカを乱獲した。鬱陵島からの漁夫29人の内16人は韓国人であった<sup>32</sup>。彼らは日本人と共同で出漁したのである。竹島＝独島への出漁を釜山領事館は「鬱陵島現況」と題して外務省へこう報告した。

「トゴ」と称する海獣は、鬱陵島より東南約二十五里の位置にあるランコ島に棲息し昨年頃より鬱陵島民之を捕獲し始めたり。捕獲期間は、四月より九月に至る六ヶ月間にして、漁船一組に付き獵手及び水夫等約十人にて、平均一日約五頭を捕獲すと云う。而して、本事業に従事する者三十人あり 漁船三組あり 又「トゴ」一頭に付き現今市価は平均三円位なり<sup>33</sup>。

この報告が外務省へなされたのは7月31日、すなわち日本が竹島＝独島を島根県へ編入した後であった。それにもかかわらず、釜山領事館は従来どおりにランコ島、すなわち竹島＝独島を鬱陵島の属島とみて、そこへ鬱陵島民がアシカ猟をおこなっていたことを報告した。日本政府が竹島＝独島の領土編入を官報など政府レベルで公表しなかったため、領事館はランコ島が日本の新領土「竹島」になったことを知らなかったようである。

この領事館報告を受けた外務省は、報告書中のランコ島を閣議で決定された「竹島」の名に変更せず、報告書どおりの名前「ランコ島」のまま外務省発行の『通商彙纂』第50号に転載した。外務省の当局者もランコ島を鬱陵島の付属島、すなわち韓国領とする従来の認識に変わりはない。そればかりか、ランコ島の記事はそのまま「官報」(1905.9.18)に「韓国鬱陵島現況」として掲載された。「官報」さえ、ランコ島(竹島＝独島)を鬱陵島民が漁業活動をするような鬱陵島の属島、すなわち朝鮮領と認識し、それが日本政府の公式見解になったのである。

この「官報」公布はきわめて重要な意味を持つ。これは、7か月前の竹島＝独島編入に関する閣議決定が不適切であったことを証明したものだといえよう。閣議では竹島＝独島の領土編入を無主地に対する先占であるとしたが、「官報」は鬱陵島民の経済活動の場である竹島＝独島を無主地とはみななかったのである。その場合、「官報」は訓令や県告示などよりも優先するので、領土編入に関する内務大臣訓令87号や島根県告示40号はその根拠が崩れるであろう。

<sup>31</sup> 洪在現「陳述書」『独島問題概論』外務部、1955、p.35。

<sup>32</sup> 中井養三郎「明治参拾七年中ノ調査」『竹島資料7』（島根県立図書館所蔵）。

<sup>33</sup> 外務省通商局『通商彙纂』第50号「鬱陵島現況」、1905.9.3、pp.49-51；官報「韓国鬱陵島現況」明治38（1905）年9月18日。

ちなみに、鬱陵島と竹島＝独島を一对とみる認識は隠岐では一般的であった。リヤンコ島の編入に先だって隠岐島司 東文輔は島根県から、(1)同島は隠岐島庁の所管で差しつかえないか、(2)島の命名に関する照会を受けた。これに対して東は、(1)差しつかえない、(2)「名称は竹島を適当と存候、元来朝鮮の東方海上に松竹両島の存在するは一般口碑の伝ふる所<sup>34</sup>」と回答した。松島・竹島の両島は隠岐の沖合ではなく、朝鮮の東海に存在すると広く知れ渡っていたのである。とりわけ、竹島＝独島をよく知る中井養三郎などの漁業者は同島を朝鮮領と認識していた<sup>35</sup>。これは、漁業者にとって重要な海図や水路誌がリヤンコ島を日本ではなく、朝鮮の方で扱っていたことも一因である。

## 5. 結論

1900年大韓帝国勅令41号に登場する石島に関し、下條正男は石島の韓国語の音読「ソクトウ」と『韓国水産史』付図に描かれた鼠項島の日本語の音読「ソコウトウ」が似ているという理由で石島を観音島に比定した。しかし、鼠項島は「ソモクソム」と呼ばれたのであり、下條の主張は根拠がない。石島は多くの研究者が主張するように竹島＝独島と考えるのが妥当である。そうすると、1905年に日本が竹島＝独島を領土編入したことの適法性が問われることになる。これに関して下條正男は下記のように指摘した。

もしその石島が韓国側の主張通り竹島とすれば、竹島が島根県に編入された1905年より早く、竹島は韓国領になっていた。そうなれば日本政府による竹島の島根県編入は、韓国側の主張通り違法行為となる<sup>36</sup>。

この主張は注目される。韓国が勅令で竹島＝独島に行政措置を及ぼしたのであれば、同島は無主地ではあり得ない。その島を日本が領土編入したことは万国公法に照らしても違法であろう。

一方、勅令には多くの官撰書に記された于山島の名が記されなかった。理由は、鬱陵島に派遣された検察使や視察員などの官吏が現地で于山島を確認できなかったためである。また、鬱陵島に住む韓国人と日本人は共同で1900年ころ于山島を探索したが失敗した。

<sup>34</sup> 島根県『竹島関係資料集第2集 島根県所蔵行政文書一』2011、p.49。東文輔は、江戸時代における鬱陵島の公式名が竹島であることを知らなかったのか、回答書にて鬱陵島を竹島と呼ぶのは誤称であるとした。

<sup>35</sup> 中井養三郎「事業経営概要」『竹島資料7』（島根県立図書館所蔵）。

<sup>36</sup> 下條正男『「竹島」その歴史と領土問題』竹島・北方領土返還要求島根県会議、2005、p.98。

ところで、日本人が鬱陵島を漁業基地にしたり、同島に住むのは違法であった。そうした日本人を強制追放する力のない鬱陵島島監 裴季周は、日本人の不法居住を事実上認めるかわりに日本人から輸出税を徴収した。島監は日本人を住民として扱ったのである。日本語を解する島監は日本人協力者を得て、日本人の活動に関する情報を集めていた。また、鬱陵島に出入りする船をチェックし、担当者二人を派遣して輸出税を大豆で徴収した。そうした活動をつうじて島監は住民の竹島＝独島におけるアワビ漁やフカ漁を把握していたであろう。その結果、島監や住民は竹島＝独島に対して具体的に認識するようになったが、その島が于山島であるとは考えなかった。そのため、竹島＝独島が石島の名で勅令に記載され、鬱島郡の管轄として明示された。

勅令の石島は、実際にはどのように呼称されていたのかを示す資料はまだ見つかっていない。しかし、韓国各地に存在した石島は『朝鮮水路誌』や『日本水路誌』などによれば석도[Seok do]とは音読されず、トルソム、トリソムなどと訓読された。これらは明らかに石の島を意味する돌섬[Dol seom]に由来する。ただし、全羅南道の石島はトクソムと呼称された。この島は『韓国地名総覧』(1984)に독섬[Dok seom]と記録されたので、トクソムは독섬[Dok seom]に由来したのでであろう。독섬[Dok seom]は全羅道の方言で石の島を意味する。

その全羅道の독섬[Dok seom]に近い三島(巨文島)や初島から来た漁夫らが鬱陵島開拓(1883)直前には人口の半数以上を占めていた。彼らは遅くとも1899年には漁業をつうじて知られるようになった石(岩)の島である竹島＝独島を彼らの方言で독섬[Dok seom]と呼んだのでであろう。その呼称名が漢字で石島と表記されて勅令に記載されたとみられる。

やがて、독섬[Dok seom]は筆記名が石島から独島へ変化した。1904年には軍艦新高によって竹島＝独島の筆記名が独島であることが明らかにされた。さらに1906年には郡守 沈興澤報告書に「本郡所属独島」と書かれたり、日本の『地学雑誌』に「独島と書す」と書かれたので、広く独島の筆記名が知られていた。また、1923年に発行された『島根県史』でも「朝鮮にては独島と書す」と記述された。この筆記名は今日に至っている。筆記名が変化した理由は、石島と記した場合、これを現地や一部地域以外では돌섬[Dol seom]とは訓読できても、독섬[Dok seom]とは訓読できないので表記を変えたと思われる。独島であれば독섬[Dok seom]と訓読できる。

竹島＝独島の呼称名は、1925年ころ朝鮮人の間では「トクソン」であると日本外務省資料に記載された。これはいうまでもなく독섬[Dok seom]のカタカナ表記である。戦後は呼称名독섬[Dok seom]がアメリカの公文書でも確認される。一方では呼称名돌섬[Dol seom]も一時使用された。現在ではこうした呼称名がほぼ消え、독도[Dok do]と呼称される。

一方、石島は勅令41号に鬱陵島の属島と明記されたが、竹島＝独島が鬱陵島の属島であるという認識は釜山の日本領事館も同様であった。1902年以降、日本領事館

の鬱陵島報告では竹島＝独島がリヤンコ島あるいはランコ島の名で取りあげられ、そこへ鬱陵島民が出漁した記録がしばしば見える。属島の認識は1905年2月の領土編入後も変わらず、7月にも領事館は鬱陵島民がランコ島でアシカ猟をおこなったことを外務省へ報告した。外務省も同様の認識をもって『通商彙纂』へ領事館報告をそのまま転載した。さらにその報告は官報にまで掲載されたので、ランコ島は鬱陵島民が漁猟をおこなうような鬱陵島の属島であるという認識が日本政府の見解になった。これは無主地先占を名分に竹島＝独島を領土編入した閣議決定の根拠をくつがえすものである。